



Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

サービス税の税率引き上げ、および経過措置、
並びに適用範囲拡大に関するアップデート

KPMG in Malaysia

23 January 2024

サービス税の税率引き上げ、および経過措置、並びに適用範囲拡大に関するアップデート



マレーシア関税局（Royal Malaysian Customs Department、以下「RMCD」）は、マレーシア予算2024の最新情報として、売上税・サービス税（SST）に関するウェビナーおよび説明会を開催しました。

サービス税の税率引き上げ、および経過措置、並びに適用範囲拡大に関する重要なポイントは次のとおりです。なお、これらはまだドラフト段階であり、今後変更される可能性がありますことご留意ください。

1. サービス税率引き上げ

- 新しい税率の適用日は2024年3月1日
- 以下の課税サービスは6%のままとする：
 - グループ B：飲食
 - グループ I：通信サービス
 - グループ I：駐車場
 - グループ J：物流（新規課税サービス）
- 上記以外の課税対象サービス（宿泊施設、クラブ、プロフェッショナル（法務、会計、エンジニアリング、ITサービス等）など）はすべて8%となる。

異なるサービス税率（6%と8%）の課税サービスを提供する課税事業者

課税事業者が、6%と8%の両方の課税サービスを提供する場合、課税事業者は各課税サービスの価格を特定し、項目別にサービス税のインボイスを記載する必要があります。

課税事業者	サービス税率	
	6%	8%
Group A – 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> • 飲食 • 通信サービス • 駐車場 • 物流 • グループBに属する施設内でのその他のサービス • グループBに属するタバコ関連製品、アルコール飲料、ノンアルコール飲料の販売 	<ul style="list-style-type: none"> • 宿泊代 • 左記以外
Group B – 飲食		<ul style="list-style-type: none"> • 左記以外
Group C / D – クラブ		<ul style="list-style-type: none"> • 左記以外
Group E – ゴルフ		
Group I – 通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> • 通信サービス

2. サービス税率引き上げに関する経過措置

- 1) 移行期間におけるサービス税の取り扱いは、以下の3つに大別される。
 - a) 適用開始日以前に全ての課税サービスが提供された場合
 - b) 適用開始日以降に全ての課税サービスが提供される場合
 - c) 適用開始日をまたいで課税サービスが提供される場合
- 2) 異なるサービス税の取り扱いがなされるため、ビジネスが上記カテゴリーのいずれに該当するか識別する必要がある。
- 3) 原則として、適用開始日以前に提供されたサービスについては6%の税率が適用され、適用開始日以降に提供されるサービスについては8%の税率が適用される。
- 4) 適用開始日以前にサービス税の課税期限が到来しても、課税サービスが2024年3月1日から2024年8月31日まで提供されれば、特例措置（6%の税率継続）が適用される。（以下参照）

(a) 適用開始日以前に全ての課税サービスが提供された場合

- 2024年3月1日以前に提供された課税サービスは、支払の受領／請求書の発行タイミングにかかわらず、6%の税率が適用される。

サービス税の課税点（第11条）		全ての課税サービスの提供期間
		2024年3月1日以前
支払基準	2024年3月1日以前に支払いを受領	6%
	2024年3月1日以降に支払いを受領	6%
請求基準	2024年3月1日以前に請求書を発行	6%
	2024年3月1日以降に請求書を発行	6%

(b) 適用開始日以降に全ての課税サービスが提供される場合

特例措置

- 支払の受領／請求書の発行が2024年3月1日以前に行われた場合、2024年3月1日から6か月以内に提供される課税サービスについては6%、6か月以降に提供される課税サービスについては8%の税率が適用される。

サービス税の課税点（第11条）		全ての課税サービスの提供期間	
		2024年3月1日から 8月31日まで（6か月）	2024年9月1日以降
支払基準	<u>2024年3月1日以前に支払いを受領</u>	6%	8%*
	2024年3月1日以降に支払いを受領	8%	8%
請求基準	<u>2024年3月1日以前に請求書を発行</u>	6%	8%*
	2024年3月1日以降に請求書を発行	8%	8%

注*：Debit Noteの発行が必要となり、Debit Noteの発行時がサービス税の課税点となる。

(c) 適用開始日をまたいで課税サービスが提供される場合

- 2024年3月1日以前に提供された課税サービスは、6%、2024年3月1日以降は、8%の税率が適用される。

サービス税の課税点（第11条）		適用開始日をまたぐ課税サービス	
		2024年2月29日まで	2024年3月1日より
支払基準	2024年3月1日以前に支払いを受領	6%	8%*
	2024年3月1日以降に支払いを受領	6%#	8%*
請求基準	2024年3月1日以前に請求書を発行	6%	8%*
	2024年3月1日以降に請求書を発行	6%#	8%

注*：Debit Noteの発行が必要となり、Debit Noteの発行時がサービス税の課税点となる。

注#：RMCDの説明において当該ケースは明示されなかったものの、6%が適用されると推察される。

3. サービス税の適用範囲の拡大

新たな課税対象サービスは以下の通りである：

- グループ C : カラオケ・センター
- グループ G : 修理・メンテナンスサービス（2024年1月に新たに追加）
- グループ I : 船舶および航空機、コモディティ、不動産等に関する仲介および引受サービス
- グループ J : 物流（ロジスティクス）※

※物流（ロジスティクス）サービスは、物流管理、倉庫管理、フォワーディング、通関業務、宅配便、輸送、配送、船積み、ワールドチェーンサービス、電子プラットフォームプロバイダーによる配送などが含まれる。ただし、食品および飲料の配送、積み替えサービスおよびマレーシア国外への商品の配送は除く。

以上

上記内容はRMCDが開催したウェビナーおよび説明会の内容に基づくものであり、
今後変更される可能性があるため、取扱いには十分ご注意ください。